

吹田民主商工会 いんぷお めくしよん

吹田市川園町20-1
TEL (06) 63883-2211
FAX (06) 63882-8160
http://www.suita-minshou.com
suita-ms@jasmine.ocn.ne.jp

毎週木曜日の
昼2時・夜7時
なんでも相談会

倉敷民商弾圧事件・禰屋裁判傍聴記

吹田民主商工会常務理事 西尾 栄一

民商運動を敵視した感情的な判決

決めつけだけで根拠示せず

3月3日、岡山地方裁判所第2刑事部(裁判長江見健一)は、禰屋町子さんに懲役2年(未決勾留日数200日算入・執行猶予4年)を言い渡しました。この間の江見裁判長の検察寄りの訴訟指揮からして予測された事態とは言え、小原・須増裁判の1審判決、2審判決に比べても大きく後退した判決となりました。



税理士法違反事件は、禰屋さんが、「他人の求め」に応じ、「自己の判断」で「税務書類を作成」し、それを「業」としているか

否かが問われたものです。判決は、(1)申告書に添付する別表、減価償却の償却方法や耐用年数、消費税の非課税・不課税の選別等を、禰屋さんが「自己の判断」で行い、申告書を作成したとしました。しかし、これ等の知識は少し勉強すれば誰でもわかるものであり、高度な専門性を有しているわけではありません。申告所得が確定していれば税額に影響を与えるものではありません。もし、耐用年数等に間違いがあってもすぐに見つけることができるものであり、事実に沿って、すぐに訂正できるものです。会員は、減価償却の償却方法など問われていることを意味がわかれば、どの方法が自分に適しているかを、事務局が判断しなくても自分で判断します。事務局が、会員の自己決定権を侵害することなどありません。税金を払うのも調査を受けるのも会員なのでありますから。

次に(2)判決は、申告サポートの際、倉敷民商が会員さんから集めている特別会費を確定申告書作成の対価と断定し、禰屋さんではなく、「倉敷民商が収入を得て会員企業の確定申告書の作成を行っていた」とし、「本件は規模や営利性に照らして同種事案の中でも悪質な事案」と断言しました。事務局員だけではなく、民商運動そのものを「悪質」対象にした感情的な判断です。小原・須増裁判でもこのような判断はしませんでした。民商運動を敵視しなければ導き出せない判断です。

問題なのは、判決で「税務知識を得るなどをした上で納税義務者が自己の責任で申告納税行うことは何ら制限されない」としながら、民商が、自主記帳・自主計算・自主申告の方針の基、日常的にそのための努力を運動として行っていることを完全に無視していることです。また、判決は会員の「他人性」については全く検証していません。裁判

長は他人と認識しているのではないかと推測できます。しかし、「結社の自由」に保障されて倉敷民商に加入している会員が「他人」であるはずはありません。判決は「被告人や倉敷民商の結社の自由は侵害されない」と言いながら、その根拠については全く説明していません。その上、「納税申告権なる権利が憲法上保障されているものではない」とも断言しました。驚いてしまいます。小原・須増裁判の2審判決では「(申告納税制度は) 国民主権原理を謳う我が国の憲法上の要請からも十分に尊重されるべきである。」と述べていますから、この2審判決も否定しました。ところが、なぜ、否定するのか全く説明していません。裁判官が自らの責任で重大な判断を行うのに、その根拠を示して国民を説得できなければ、裁判官の職責を果たしたことになると思います。決めつけ調の判決はやめるべきです。

「共謀」と「依頼」を立証できないのに

法人税法違反事件は、禰屋さんがI建設の脱税意図を知りながら、その確定申告に関与して、脱税をほう助したのか否かが問われました。そもそも、民商の事務局員は、零細な自営業者の経済的社会的地位を向上させたいと言う願いをもって、民商・全商連運動の3つの理念を大切にしながら役員と共に日々活動しています。社会的な正義や道理を実現させるために奮闘しても、誤魔化しとか脱税などといった社会悪に加担することなどありません。それが全国の事務局員の心意気です。だからこそ戦後の日本の社会に70年近くも根付いているのです。その一員である禰屋さんを、意図的に犯罪人にしようとするのが、この判決です。そのため、有罪の根拠は独りよがり、裁判の常道を逸脱する判決となりました。

(1) 有罪判決を出すにあたって裁判所がよりどころにしたのがI建設を脱税容疑で検察に告発した広島国税局の木嶋査察官が作成した査察官報告書です。江見裁判長はこの査察官報告書を「鑑定書」として採用しました。そのため、判決では、この「鑑定書」が「証拠」として有効であること、信用できるものであるとの言い訳を長々と行ないました。木嶋査察官を「学識経験者」と認定し、客観性や技術性もあり、鑑定人としての資格を有しているとしました。また、他の査察官が作成した報告書であっても木嶋氏が採用した「処理基準」に沿って作成されたものであり、問題はなく、信用できることも断言しました。告発者が出した文書を証拠として採用したわけですから「有罪」以外の選択などあるはずがありません。これは裁判と言えるでしょうか。

(2) 裁判所が、禰屋さんを有罪にするにあたり、次によりどころとしたのがI建設婦人F子の証言でした。判決は「その信用性を検討すると、その内容は、Y男との共謀状況、被告人への依頼状況、ほ脱の手段となった売上除外の経過等具体性を欠く部分が多いことは否めない」と、この事件の核心的な部分で、F子の証言に信頼性がないことを

お買い物は地元市場商店街で。 商工業者の繁栄は市民と市民と！